

学校法人清光学園役員等報酬支給規程

(目的)

第1条 学校法人清光学園（以下「学園」という）の役員（理事及び監事）及び評議員に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における役員等報酬とは、役員及び評議員に対して支払う職務の対価及び職務遂行に必要な費用をいう。

(役員報酬の種類及び額)

第3条 役員報酬は、基本月額報酬、役職報酬とする。

2 基本月額報酬

(1) 役員の基本月額報酬額は、7万円とする。

3 役職報酬

(1) 役職報酬は、理事長報酬、副理事長報酬、担当理事報酬とする。

(2) 理事長報酬は、月額10万円とする。

(3) 副理事長報酬は、月額5万円とする。

(4) 担当理事報酬は、月額2万円とする。

(評議員報酬の種類及び額)

第4条 評議員報酬は、次のとおりとする。

(1) 評議員会出席者に対し、日当日額15,000円を支給する。

(交通費)

第5条 役員及び評議員の交通費は、次のとおりとする。

(1) 専任職員を兼任する役員及び評議員に対する交通費は、専任職員の通勤手当と重複するので、支給しない。

(2) 非常勤役員及び専任職員以外の外部評議員に対する交通費は、実費を支給する。

(役員及び評議員の退職金)

第6条 役員及び評議員の退職金については、役員等退職金支給規程によるものとする。

(旅費)

第7条 役員又は評議員がその職務遂行のため出張した場合は、これに要する旅費を本学

園職員旅費規程を準用して支給する。旅費額は学長に準ずる金額とする。

2 前項の場合において、非常勤役員の日当は7,000円とする。

(報酬の支給等)

第8条 役員等報酬の支給方法等は、学園職員給与規程に準ずる。

(公表)

第9条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会で行なう。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。